

愛媛県で野鳥の糞便から低病原性 鳥インフルエンザウイルスが検出されました

- 令和元年11月28日 愛媛県にて採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N7亜型）が検出される。
（今シーズン初めての確認）
- また、韓国では10月以降、野鳥から17例の鳥インフルエンザウイルスが確認されており、国内への侵入リスクが高まっていると考えられる。

自分の農場を守るため 飼養衛生管理基準遵守等の再徹底を！

①衛生管理区域および鶏舎への病原体の持込み防止対策

- 衛生管理区域専用の衣服及び長靴を使用する。
- 鶏舎ごとに専用の作業着、長靴を使用し、立ち入る際は消毒を徹底する。
- 防鳥ネットの設置等、野生動物の侵入防止対策を徹底する。
- 防鳥ネットが破れている箇所がないか点検し、破損は速やかに補修する。
- 鶏舎の周囲、衛生管理区域の周囲に石灰散布等、適切に消毒する。

石灰は流亡したら
こまめに散布



適切な倍率で消毒



②早期発見と早期届出

毎日の健康観察を実施 異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡してください。

- 1日の死亡率が前21日平均の2倍以上
- 5羽以上の鶏がまとまった状態でうずくまる、死んでいる。
- 脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつ等の症状が見られる。

③最新の情報を入手する

- 農林水産省のホームページ等から最新情報を入手してください。

異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。

中央家畜保健衛生所 : 電話番号 058-201-0530